

2023年11月「デフレ完全脱却のための総合経済対策」 の税制改正事項:6事業

内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

※今後、令和6年度税制改正で検討・結論を得る。

1. 所得税・個人住民税の減税

納税者及び配偶者含む扶養家族1人につき、所得税3万円、個人住民税1万円の合計4万円の減税を令和6年6月から行う。

2. 賃上げ促進税制の強化

中小企業等において、赤字法人であっても、賃上げを促進するための繰越控除制度を創設。また、賃上げ促進税制の適用期間を延長する。

3. イノベーションボックス税制

国内で自らの研究開発による特許権等の知的財産から生じた所得に対して、税制面での優遇する制度を創設する(イギリス、フランス10%、オランダ9%)。

4. 戦略分野国内生産促進税制(仮称)

初期投資コスト及びランニングコストが高く、事業採算性に乗りにくい、戦略的に不可欠な投資(蓄電池、半導体、電気自動車等)について、減税を行う。

5. ストックオプション税制の措置の充実

従業員があらかじめ決められた価格で自社株を取得できるストックオプションについて、年間権利行使限度額の引き上げ等、利便性の向上や手続きの簡素化、要件緩和などの措置を行う。

6. 事業承継税制に係る特例承継計画の提出期限の延長等

親族や長く勤めた従業員が事業を承継する場合の事業承継税制について、特例承継計画の提出期限の延長等を行う。